

第6 フロンの排出抑制等に関すること

1 フロンの排出抑制【第50条関係】

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、適正な機器の管理及びフロン類の充填・回収を図り、業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止に努めること。

また、機種や用途によっては、ノンフロン製品・低GWP製品の導入促進に努めること。

2 廃棄物の発生抑制等【第51条関係】

(1) 3Rの推進

家庭生活や事業活動から発生する廃棄物について、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の実施・協力を努めること。

取組例

- ・リデュース：簡易包装や詰替製品の選択、マイバッグ持参、食品ロス削減
- ・リユース：修理、リサイクルショップ・フリーマーケットの活用
- ・リサイクル：分別収集の徹底、リサイクル製品の利用

(2) 食品ロスの削減

各家庭や飲食店・小売店において食品ロスの削減に向けた取組みを推進するとともに、学校教育と連携した、給食における食品ロス削減に関する啓発を行うこととする。

取組例

- ・「おいしい徳島！食べきり運動」への参加、協力
- ・NPOと連携した「フードバンク活動」への参加、協力

第7 気候変動への適応に係る理解の促進等に関すること

1 県民等の理解の促進【第54条関係】

(1) 県民の取組み

家庭生活における気候変動の影響について理解を深め、その影響に適切に対処できるよう、ライフスタイルの見直しに努めること。

取組例

- ・適応策に関するセミナー、イベント等への参加
- ・豪雨災害等に備えた避難訓練への参加、熱中症等の予防、水不足に備えた節水

(2) 事業者の取組み

事業活動における気候変動の影響について理解を深め、将来の気候変動を見据え、適応の視点を組み込んだ事業展開を推進するとともに、適応策に資する製品や技術の開発の促進に努めること。

取組例

- ・適応策に関するセミナー、イベント等への参加（再掲）
- ・自らの生産活動や生産設備等に影響を及ぼしうる情報の収集分析
- ・災害発生時に備えたBCP（事業継続計画）の策定

- ・暑熱対策技術・製品、災害の検知・予測システムなど「適応ビジネス」の展開

第8 環境教育の推進に関すること

1 環境教育・普及啓発の推進【第56～59条関係】

(1) 効果的な環境教育等の推進

県民、事業者などあらゆる主体が気候変動問題についての理解を深め、行動に結びつけられるよう、効果的な環境教育・普及啓発を実施し、その拠点機能を担う体制を整備することとする。

取組例

- ・幼少期から高齢期まで、体系的な環境教育の実施
- ・地域における環境活動のリーダーとなる人材育成の講座の開催
- ・あらゆる世代が環境についての話し合いができる「エコカフェ」の運営

(2) 地球環境を守る日

国連アースデーであり、パリ協定の署名式が行われた「4月22日」を「地球環境を守る日」とし、県民や事業者の地球環境保全活動を行う意欲が高まるよう、県内各地で趣旨にふさわしい行事を実施することとする。

2 顕彰等【第62条関係】

気候変動対策（緩和策・適応策）に貢献する県民、事業者の功績を表彰し、ロールモデルとして情報発信、普及浸透を図ることとする。

また、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む事業者の削減努力を「見える化」するため、「計画書制度」に関する積極的な公表（情報の開示）を行うこととする。

第9 計画書制度に関する記載要領

1 「温室効果ガスの排出削減計画書」に関する事項【第25条関係】

(1) 特定事業者及び計画書の対象となる温室効果ガスの範囲

特定事業者の範囲及び規則様式第1号の温室効果ガスの排出削減計画書（以下「計画書」という。）を作成するに当たり対象となる温室効果ガスの排出の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 特定事業者の範囲

- A 県内に設置しているすべての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）における前年度のエネルギー使用量（原油換算値）の合計が1,500キロリットル以上である者（地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第2項に規定する連鎖化事業を行う者を含む。）
- B 一定規模以上の輸送能力を有する者
 - ・貨物事業者100台
 - ・バス事業者100台
 - ・タクシー事業者150台